



インドでは、先月、輸入貨物に係る前払い海上運賃に 4.5%のサービス税を課すとの通達が発せられ、その 10 日後に発効しました。今号ではこのサービス税に伴う問題についてお届けいたします。

1. インド政府の発表

1月12日、インド政府は、10日後の22日から、インドに輸入される海上輸送貨物の前払い運賃に4.5%のサービス税を課すとの通達を発しました。

このサービス税とは、インドにおいて、特定のサービスの提供に対して課せられる間接税です。

2. 今後はあらゆる売買条件における海上運賃が課税対象

インドでは昨年6月、輸入者がインドで支払う海上輸送貨物の後払い運賃がこのサービス税の課税対象とされたものの、輸出国で輸出者が支払う前払い運賃は適用除外とされました。この時点ではインド側の輸入者が海上運賃を支払う FCA や FOB といった売買条件の場合のみ、海上運賃が課税対象とされたものでした。

ところが、今回の通達により適用除外措置が廃止され、輸出国で輸出者が海上運賃を支払う CIP、CPT、CIF、CFR(C&F)、DAP や DDP 等、あらゆる売買条件における海上運賃が課税対象に拡大されたこととなります。

この課税措置について貿易関係者の間では、今後のコスト増もさることながら、通達からわずか 10 日間での発効であったことから、インド国外も含めた貿易・海上輸送関係者への周知の時間も限られ、一定の混乱が生じた模様です。

このサービス税は、一義的には海上運賃の支払者が負担者とされ、インドで輸入通関までに納付される必要があるとされている模様です。インドへの輸入貨物の前払い運賃の場合、運賃支払い者は海外の輸出者となるので、誰が納付するのかという問題もあります。

実態としては海上運送人やその代理人が納税者となって、インドでの貨物の引渡し時に輸入者からサービス税を領収し、輸入者が輸出者に請求していたり、海上運送人が前払い運賃受取り時にサービス税を輸出者から領収するなどの対応が行われているものと見られます。

短い周知期間であったことだけでなく、負担者・納税者や手続きが明確でなかったことや、そもそもインドの税制の埒外にあるはずの海外の事業者にも税負担を課すことについても批判的な声もあります。

インドでは今回のように制度の変更の発表から発効までが短期間であることも例外的ではなく、「変化への対応」への心構えが常に求められているといえます。



3. インドの間接税制改革の動き

インドでは、中央政府の間接税の他に州ごとに異なる間接税があり、税率だけでなく申告や納税の時期や手続きも統一されておらず、また税の相殺控除にも障壁があり、こうした複雑な税制が経済成長や投資の阻害要因の一つになっていました。

こうした認識から、物品・サービス税 (GST: Goods & Services Tax) を導入し、統一的でより簡素な間接税の制度に移行するために、必要な憲法改正案が 2016 年 8 月に上院・下院で可決され、各州議会の過半数の承認、国会及び州議会での物品・サービス税法案の可決に向けた取組が行われてきました。

大規模な税制の改革であり、中央政府と各州政府の間の調整にも多大な時間を要していることもあり、新物品・サービス税の導入時期は何度か延期されていますが、現時点では今年 7 月 1 日に導入予定とされています。



昨年 9 月インド・デリーで行われた GST(the Goods & Services Tax) 評議会にて、印内閣で財務相と企業相を兼ねるアルン・ジャイトレー(左から 2 番目)らが集う
(写真:新華社/アフロ)



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/index2.html